

ハンセン病問題を 学んだ私たちにできること



1 教科等

高等学校 2年 看護・福祉コース 総合的な探究の時間

2 単元名

ハンセン病問題の歴史と現状をふまえた考察

3 単元設定の理由

ハンセン病問題は、国の隔離政策や無らい県運動、患者や家族に対する差別、国民の問題に対する無関心など多くの問題を含んでおり、ハンセン病問題について学ぶことは、人権とは何か、偏見や差別とは何かを学ぶことにつながると考えている。しかし、療養所に入所されている方の高齢化などで直接話を聞くことが難しくなっており、記憶の風化が心配されている。若い世代がハンセン病問題を学ぶことは、ハンセン病問題に関わる記憶をつないでいくという意義があると考えます。

岡山県には瀬戸内市邑久長島に長島愛生園と邑久光明園の2つの国立ハンセン病療養所があり、長島愛生園内には社会復帰を目指す若者のために全国の療養所で唯一設けられた邑久高校の分校、新良田教室があった。これまで総合的な探求の時間において、療養所で暮らす方や新良田教室の元教師による講話、長島愛生園への訪問、研究内容の校外での発表など多くの活動を行ってきた。

生徒が、学習を通して単に「知っている」、「経験した」だけではなく、差別について思考を深めていくなかで、偏見や差別に気付き「おかしい」「間違っている」と言える自他の人権擁護の実践力をもつ生徒の育成を目指していきたい。

4 単元の目標

○ハンセン病問題について関心をもち、メディア等から積極的に情報を得て認識を深めようとしている。〔関心・意欲・態度〕

○ハンセン病問題について問題点を整理し、グループで話し合うことで問題に対する思考を深め、差別に対しどのように行動していくかを考えることができる。

〔思考・判断・表現〕

○ハンセン病問題について学習したことをパネル形式でまとめ、パワーポイントを使って実践報告会で発表することができる。〔技能〕

○ハンセン病問題に対する正しい知識を身に付けるとともに、基本的人権や権利擁護に対して正しく理解することができる。〔知識・理解〕

5 指導計画

生徒の活動	評価規準
<p>第一次 ハンセン病問題の歴史と現状を踏まえた考察</p> <p>第1時 ハンセン病問題の歴史についての基礎知識の確認</p> <p>第2時～第8時 ハンセン病問題に係る情報収集と本年度の研究対象の決定</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象図書を選択と、資料収集 ・ハンセン病にかかわった方の講演会 <ul style="list-style-type: none"> ①NPO法人「むすびの家」理事 矢部 顕氏 ②ハンセン病家族訴訟副団長 黄 光男氏 ③RSKアナウンサー 米澤 秀敏氏 ・邑久光明園、長島愛生園への訪問 <p>第9時 学習のまとめ（本時）</p>	<p>◇意欲的に講演を聞いたり情報収集したりするなど、課題に取り組もうとしている。〔関心・意欲・態度〕</p> <p>◇研究対象を決定し、多様な視点から分析し、自分の考えを表現できている。〔思考・判断・表現〕</p> <p>◇ハンセン病についての正しい知識を身に付けている。また、基本的人権や権利擁護の重要性について理解できている。〔知識・理解〕</p>
<p>第二次 準備・発表</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発表内容の決定 ・発表に向けた役割分担と準備（原稿、パワーポイント作成者、発表者など） ・発表（年間活動の振り返り） 	<p>◇研究対象を通じて課題を発見し、ハンセン病問題に関して伝えたい事柄を多様な視点でまとめることができる。〔技能〕</p>

6 本時と人権教育

ハンセン病問題について発表する意義と差別を解消するための具体的な視点について自分の意見をまとめることができるようにする。〔価値的・態度的側面〕

7 本時の目標

- ハンセン病問題について多角的に考察し、問題点を整理しようとしている。〔関心・意欲・態度〕
- ハンセン病問題について問題点を整理し、個人の意見をまとめグループで話し合うことにより問題に対する思考を深めることができる。〔思考・判断・表現〕

8 本時の展開

人権教育の視点から特に重要なこと…★

学習活動	教師の指導・支援上の配慮事項など	評価規準, 観点, 評価方法
<p>〈導入〉</p> <p>1 これまでのハンセン病学習を振り返る。</p>	<p>○パワーポイントでこれまでの学習の様子を示す。(療養所への訪問、講演会など)</p>	
<p>ハンセン病問題を学んだ私たちが差別を解消するために伝えなければならないことは何だろうか。</p>		
<p>〈展開〉</p> <p>2 ハンセン病問題について友人に伝えたいことを考える。</p> <p>3 ハンセン病問題について最も伝えたい事柄とその理由をグループで話し合い、発表する。</p>	<p>○心に残っている事、印象に残っている事をブレインストーミングで付箋に書かせる。(短い文章で書くように指示をする。)</p> <p>○自分が考えた中から、ハンセン病問題について知らない友人に伝えたいことを3つ選び、付箋をワークシートに貼らせ、選んだ理由を記入させる。</p> <p>○自分が選んだ3つの事柄とその理由をグループ内で発表させる。</p> <p>○ホワイトボードに付箋を貼らせ、同じような内容の事柄をグループ分けしてタイトルをつけさせる。</p> <p>○グループとして最も伝えたい事柄を一つ選び、その理由について話し合わせる。</p> <p>○グループとして最も伝えたい事柄とその理由を代表者に発表させる。</p> <p>○発表を聞きながら、他のグループの意見をワークシートにメモをとるように促す。</p>	<p>○一番伝えたい事柄について理由も含めて伝え合うことができている。</p> <p>[思考・判断・表現] <ワークシート・観察></p>
<p>〈終末〉</p> <p>4 ハンセン病問題について伝える意義を考えて、発表する。</p> <p>5 本時のまとめ。</p>	<p>○全体発表の場でハンセン病問題について伝える意義を考え、ワークシートに記入し、発表させる。</p> <p>○本時のまとめを行い、全体発表に向けた準備につなげる。</p>	<p>★差別や人権侵害を解消する方法を具体的に記入できている。</p> <p>[思考・判断・表現] <ワークシート></p>

〈ワークシート〉

ハンセン病問題～ハンセン病問題を学んだ私たちが私たちにできること～

【本時の主題】

○ハンセン病問題を学んだ私たちが差別を解消するために伝えなければならないことは何だろうか。

導入 スライドを見て今まで学習したハンセン病問題の学習を振り返ろう。

展開 1 今まで学習したことを振り返ってまとめよう。

思考 1：ハンセン病問題について学習してきた中で心に残っている事、印象に残っている事について思いつく限り付箋に記入しよう。

作業 1：ハンセン病問題について知らない友人にハンセン病問題の事を伝えろという視点で自分がハンセン病問題を考える上で大切だと思うことを3つ選び、下に貼り付けよう。

--	--

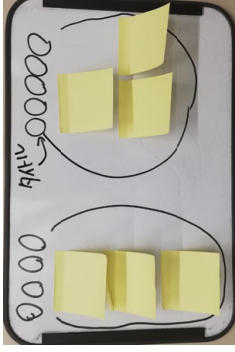
思考 2：なぜ大切だと思ったのか選んだ理由を下に記入しよう。

展開 2 グループで意見を出し合いながら、ハンセン病問題についてまとめよう。

発表 1：自分が選んだ事柄とその理由を順番に発表しよう。その際、自分以外の人の意見を簡単にメモでまとめてみよう。

メモ

作業 1：右の例を参考にホワイトボードに付箋を貼り、同じような内容のものをまとめて簡単なタイトルをつけてみよう。



話し合い：最も伝えたい事柄についてグループで話し合い、グループ内で理由をまとめ、下に記入しよう。

◎ハンセン病問題を学習してきた私たちが最も伝えたいことは、-----
理由は、-----

発表 話し合ったことについて発表しよう。

発表：他グループの発表を聞き、他のグループの最も伝えたいことを下にまとめよう。

() 班：-----

() 班：-----

考察 ハンセン病問題について発表する意義について考えよう。

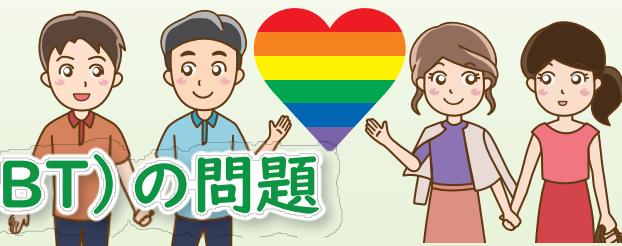
思考：各グループの発表を聞いたうえで、今後ハンセン病問題について全体発表する意義について考え、ワークシートに記入しよう。

※皆の前で発表する意味、聞く人にどんなことを感じて欲しいのか、考えて欲しいのか、どのような視点で発表したいのか、私たちが伝えなければならないことは何なのか。

【自分の意見】

【他の人の参考になった意見】

基本的人権と 性的マイノリティ(LGBT)の問題



1 教科等
高等学校 2 年 現代社会

2 単元名
基本的人権の保障

3 指導上の立場
○単元(題材)観

基本的人権は日本国憲法で保障されており、法の下での平等によりすべて国民は差別されないと定められている。しかし現実社会においては、様々な差別が問題となっている。本単元では、個別的な人権課題を取り上げ、知的理解を深めるとともに、なぜそのような差別が生まれるのか、人権問題の本質について考察させたい。

本時では人権課題として性的少数者(LGBT)を取り上げた。2015年の文部科学省通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」によって学校での対応等が示されたが、まだ社会的には十分理解が進んでいないと考えられる。また、宝塚大学看護学部の日高庸晴教授の調査によると、LGBTの生徒へのいじめ、自傷行為、自殺未遂といった事例の発生率は、LGBTの当事者ではない集団と比較すると高率であることが報告されている。

現代社会の授業においてLGBTに関する問題を取り上げ、性の多様性について考え肯定的メッセージを発信することは、当事者のみならず、それ以外の生徒についても人権感覚を育成する上で意義があることだと考える。さらに、「現代社会の基本的な問題について主体的に考察し公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考察する力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる」という現代社会の目標にも適した題材であると考えられる。

○本単元(題材)で工夫する点や手立て

生徒は事前に入権教育講演会で宝塚大学の日高教授による講義を受け、性的少数者についての基本的な知識を身に付けている。本時では、現代社会の目標と人権教育の目標を両立するために、日本国憲法で保障される基本的人権と個別的な人権課題とをつなげていくような展開にしたい。

プライベートな部分に触れる題材であることから、生徒の人権に配慮しつつ、自己理解を深め、人権感覚の育成につなげるため主体的活動を効果的に取り入れ、「書く・話す・発表する」といった活動を通して考えが深まるように工夫する。また、生徒の理解を視覚的に深めるために図表をパワーポイントで提示する。

4 単元の目標

- 基本的人権の保障について、その実際的な意味、社会の変化に伴う新しい人権の要請などについて関心を高め、考えようとしている。[関心・意欲・態度]
- 日本国憲法における人権保障の基本的な考え方や法の下での平等の意義について具体的事例を通して考察することができる。[思考・判断・表現]
- 日本国憲法に関する人権と平和主義に関する記述について資料集を適切に活用することができる。[資料活用 of 技能]
- 冷戦後の安全保障についての法整備の動きを理解することができる。[知識・理解]

5 指導計画

主な学習活動	評価規準
第一次 日本国憲法と3つの原理・・・1時間 第1時 日本国憲法の三大原理について理解する。	◇資料から日本国憲法の基本原理を理解し、まとめることができる。〔資料活用の技能〕＜ワークシート＞
第二次 基本的人権の保障・・・4時間 第1時 人権成立の背景について理解する。 第2時 法の下の平等におけるLGBTに関わる問題について理解する。(本時) 第3時 法の下の平等におけるハンセン病問題について理解する。 第4時 人権を守るための国民の義務と責任について考える。	◇憲法における人権規定について、資料を活用しまとめることができる。〔資料活用の技能〕＜ワークシート＞ ◇法の下の平等について具体的事例を通して人権問題について主体的に考察し、意見を話し合いまとめることができる。〔関心・意欲・態度〕〔思考・判断・表現〕＜ワークシート＞
第三次 新しい人権と人権保障の広がり・・・2時間 第1時 新しい人権について理解する。 第2時 今の社会でどのような人権が必要か新しい人権を考える。	◇現代に必要な新しい人権をグループで考えまとめて発表することができる。〔関心・意欲・態度〕〔思考・判断・表現〕＜ワークシート＞
第四次 平和主義と安全保障・・・2時間 第1時 憲法における平和主義について理解する。 第2時 これからの安全保障政策について考える。	◇冷戦後の安全保障と憲法における平和主義の関係について理解することができる。〔知識・理解〕＜ワークシート＞

6 本時と人権教育

- 性の多様性について理解を深め、多様性を尊重しようとする態度を養う。
〔価値的・態度的側面〕

7 本時の目標

- 日本国憲法の関係条文に基づきLGBTの人権問題について考察し、まとめることができる。〔思考・判断・表現〕
- 資料を読み取り多様性を尊重する社会の実現について考えようとしている。
〔関心・意欲・態度〕〔資料活用の技能〕

学習活動	指導・支援上の配慮事項など	評価規準、観点、評価方法
<p>〈導入〉</p> <p>1 憲法における人権規定について確認する。</p>	<p>○憲法における人権規定について確認させる。特に法の下での平等について着目させる。</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">多様性を認める社会とはどのような社会だろうか。</p>	
<p>〈展開〉</p> <p>2 憲法第24条「両性の本質的平等」について考える。</p> <p>3 セクシュアリティの構成要素（4つの性）やLGBTについて理解する。</p> <p>4 セクシュアルマイノリティ当事者の手記を読み、LGBTの人権問題について考える。</p> <p>5 「LGBTの人権問題を解決するために私たちができること」についてグループで話し合う。</p>	<p>○憲法第24条を確認し、「両性」とは何を指すのか発表させる。その際「両性」はどのような性を想定しているかと補足する。</p> <p>○クラスの中に当事者がいるかもしれない、と意識しておく。</p> <p>○セクシュアリティの構成要素をスライドで確認し、自分の性について、頭の中で考えさせる。</p> <p>○スライド3～7をもとにLGBTや、性的指向と性自認の違いを説明し、SOGIという概念を紹介する。</p> <p>○スライド8のセクシュアルマイノリティの当事者が書いた図を見て、性に関する認識には人それぞれ違いがあることに気付かせる。</p> <p>★誰もが自分のセクシュアリティをもち、セクシュアリティは一様ではない（性の多様性があることに）に気付かせる。</p> <p>○当事者（ゲイ男性）の手記を読み、なぜ悩みを抱えながら生きていかなければいけないのか、ワークシートに記入させる。その際、憲法の条文に触れ、人権問題であることを意識させる。</p> <p>★「LGBTの人権問題を解決するために、私たちができること」をグループで話し合い、最も大切な意見をまとめさせる。</p> <p>○グループで話し合った内容を発表させる。</p>	<p>◇LGBTの人権問題の解決の方法を話し合い、自分の意見を記入している。 [思考・判断・表現] <ワークシート></p>
<p>〈まとめ〉</p> <p>6 多様性を認める社会について考える。</p>	<p>○多様性を認める社会とはどのような社会か、ワークシートに「○○社会」という形でまとめさせる</p> <p>○世界の法整備の動向と日本のパートナーシップ制度を紹介する。</p>	<p>◇多様性を認める社会について自分の意見を記入している。[思考・判断・表現] <ワークシート></p>

参考文献：日高庸晴『パワポLGBTQをはじめとするセクシュアルマイノリティ授業』
(少年写真新聞社)

日高庸晴『もっと知りたい！話したい！セクシュアルマイノリティ ありのままのきみがいい』（汐文社）

スライド1

性の要素

- 1 身体の性別：生まれながらの生物学的な性別
- 2 こころの性：性自認、自分の性別をどう認識するか
- 3 社会的な性：後天的に身につけていく性
 - 性別役割：社会に期待される男・女としての役割
 - 性別表現：服装やどのようにふるまうか
- 4 好きの性：性的指向、恋愛や性的関心の対象
- 5 法的な性別

スライド2

身体の性	女	男
こころの性	女	男
性別表現	女	男
好きな人	女	男

スライド3

異性愛者 女性 の一例

身体の性	女	男
こころの性	女	男
性別表現	女	男
好きな人	女	男

異性

スライド4

同性愛者 女性 の一例

身体の性	女	男
こころの性	女	男
性別表現	女	男
好きな人	女	男

同性

スライド5

トランスジェンダー男性 の一例

身体の性	女	男
こころの性	女	男
性別表現	女	男
好きな人	女	男

スライド6

「LGBTQ」とは？

L レズビアン	女性を好きな女性
G ゲイ	男性を好きな男性
B バイセクシュアル	性別に関係なく魅かれる人
T トランスジェンダー	出生時と異なる性別で生きる人 ※性同一性障害・性別違和は診断名
Q クエストヨニング	性自認・性的指向がはっきりしない 典型的な男性・女性でないと感じる

スライド7

セクシュアルマイノリティとは？

- 性的マイノリティ、性的少数者
- 性別、性自認、性別表現、性的指向などにおいて、多数とは異なる性のありようをもつ人たち。
- LGBTQと同義で使われることも多い。

スライド8

例1

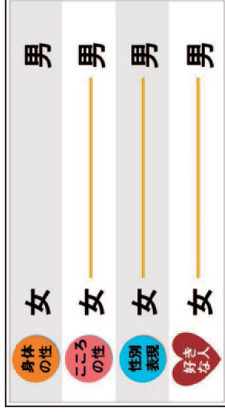
書いてもらいました

①	身体の性別	女	男	②	身体の性別	女	男
	こころの性別	女	男		こころの性別	女	男
	性別表現	女	男		性別表現	女	男
	好きな人の性別	女	男		好きな人の性別	女	男
③	身体の性別	女	男	④	身体の性別	女	男
	こころの性別	女	男		こころの性別	女	男
	性別表現	女	男		性別表現	女	男
	好きな人の性別	女	男		好きな人の性別	女	男

★一口に性と言っても性の捉え方は様々である。日高先生の講演でも学習した性の要素（セクシュアリティ）についてスライドを見て考えてみよう。

【5つの性】

- ① () の性・・・生物学的な身体の性
- ② () の性・・・自分がどの性別と感じているか
- ③ () の性・・・「男らしさ」・「女らしさ」など社会の中で作られた性
- ④ () の性・・・好きになる相手の性
- + ⑤法の性・・・法律で定められている性



考察：①～④の自分の性について右図を見て頭の中
で想像してみよう。

実際にどのようなパターンがあるかスライドを
見て考えてみよう。

★★「 」という概念

- ①Sexual Orientation and Gender Identity (性的指向と性自認)の頭文字をとった言葉
- ②「()とそうでない人」のように「 」と捉えるのではなく、誰もが、() を持つ存在として () ことが大切であるという考え方。

【課題2】世界には性的マイノリティとして差別に苦しんでいる人も多い。当事者の手記を読
んで考えてみよう。

思考1：LGBTの当事者の手記を読み、なぜ悩みを抱えながら生きていかなければいけ
ないのか考え、自分の意見を下にまとめてみよう。

思考2：LGBTの人権問題を解決するために、私たちができていることは何かあるだろうか
グループで意見を出し合い、最も大切だと思うことを下にまとめてみよう。

私たちが考えたLGBTの人権問題を解決するためにできる最も大切なことは、

【まとめ】他のグループの意見を聞き、多様性を認める社会とはどのような社会だと考えたか
下に記入してみよう。

私ができる多様性を認める社会とは、

()) **社会**です。

〈ワークシート〉

日本国憲法の基本原理
② 基本的人権の保障

【本時のゴール】

- ①日本国憲法の関係条文に基づき「LGBT」の人権問題について考察し、まと
めることができる。
- ②資料を読み取り多様性を尊重する社会の実現について考えようとしている。

導入憲法における人権保障について確認しよう。
憲法…人権を列挙し、人権の侵害を禁止している。
人権に関する規定にはどのようなものがあるだろうか。

①基本的人権の不可侵性（憲法第11条）

条文：国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保証す
る基本的人権は、() の権利として、現在及び将来の国民に与
えられる。

② () の ()、() (憲法第13条)

条文：すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国
民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、
最大の尊重を必要とする。

③ () (憲法第14条1項)

条文：すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門
地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

→ 憲法では人種、信条、性別、社会的身分などによるあらゆる差別が禁止されています。
しかし、現実には多くの人権を侵害する差別が存在することも事実です。

【展開1】憲法の条文から具体的事例を通して人権問題について考えてみよう。

◎両性の本質的平等（憲法第24条）

【条文】

①婚姻は、() の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有すること
を基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに離婚及び家族に関するその他の
事項に関しては、法律は、個人の尊厳と () の () に立脚して、
制定されなければならない。

考察：この場合憲法で規定している性はどのような性だろうか？